

事務連絡  
令和4年4月13日

各位

磐田市農業委員会事務局  
(農林水産課)

市発注工事に係る資材置場等の確認について（依頼）

春暖の候、貴社におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃、農業委員会活動に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、磐田市から工事を受注するにあたっては、当該工事の契約書又は請書に基づき、細心の注意を払って、適法かつ適正に施工管理を実施されていることと存じます。

しかしながら、「突然、農地が資材置場になったが大丈夫か」と、市民から通報を受けることがあり、その状況を確認すると、市発注工事の請負者が農地転用許可を得ずに農地を資材置場としている事案が複数見受けられます。

農業委員会では、農地転用許可を得ずに農地を資材置場等に利用（違反転用）していることを確認した場合は、使用者に対して使用中止及び農地復元を指導しています。

つきましては、市の発注工事により違反転用が生じることを未然防止するため、農業委員会事務局が調査対象の工事箇所を抽出し、現地調査を毎月実施いたします。

市から受注した工事に係る資材置場等の予定地については、事前に農地転用許可申請が必要となるかを確認することを引き続き徹底していただくようお願いいたします。

さらなる適正な工事施工に向け、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

担当

磐田市農業委員会事務局  
電話：0538-37-4813

# 工事施工に係る資材置場等確認手順について

